

地方公務員法の一部を改正する法律案 参照条文 目次

○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）	1
○ 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）（抄）	3
○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十二年法律第十六号）（抄）	4
○ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）（抄）	5
○ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）（抄）	6
○ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）（抄）	7

○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条―第五条）
 - 第二章 人事機関（第六条―第十二条）
 - 第三章 職員に適用される基準
 - 第一節 通則（第十三条・第十四条）
 - 第二節 任用（第十五条―第二十二条）
 - 第三節 職階制（第二十三条）
 - 第四節 給与、勤務時間その他の勤務条件（第二十四条―第二十六条の三）
 - 第四節の二 休業（第二十六条の四・第二十六条の五）
 - 第五節 分限及び懲戒（第二十七条―第二十九条の二）
 - 第六節 服務（第三十条―第三十八条）
 - 第七節 研修及び勤務成績の評定（第三十九条・第四十条）
 - 第八節 福祉及び利益の保護（第四十一条―第五十一条の二）
 - 第一款 厚生福利制度（第四十二条―第四十四条）
 - 第二款 公務災害補償（第四十五条）
 - 第三款 勤務条件に関する措置の要求（第四十六条―第四十八条）
 - 第四款 不利益処分に関する不服申立て（第四十九条―第五十一条の二）
 - 第九節 職員団体（第五十二条―第五十六条）
 - 第四章 補則（第五十七条―第五十九条）
 - 第五章 罰則（第六十条―第六十二条）
- 附則

（休業の種類）

第二十六条の四 職員の休業は、自己啓発等休業、育児休業及び大学院修学休業とする。

2 育児休業及び大学院修学休業については、別に法律で定めるところによる。

(自己啓発等休業)

- 第二十六条の五 任命権者は、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条において同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が、三年を超えない範囲内において条例で定める期間、大学等課程の履修（大学その他の条例で定める教育施設の課程の履修をいう。第五項において同じ。）又は国際貢献活動（国際協力の促進に資する外国における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）のうち職員として参加することが適当であると認められるものとして条例で定めるものに参加することをいう。第五項において同じ。）のための休業（以下この条において「自己啓発等休業」という。）をすることを承認することができる。
- 2 自己啓発等休業をしている職員は、自己啓発等休業を開始した時就いていた職又は自己啓発等休業の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 4 自己啓発等休業の承認は、当該自己啓発等休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。
- 5 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員が当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめたことその他条例で定める事由に該当すると認めるときは、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、自己啓発等休業に関し必要な事項は、条例で定める。

○ 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）（抄）

（他の法律の適用除外等）

第三十九条 企業職員については、地方公務員法第五条、第八条（第一項第六号、第三項及び第五項を除く。）、第十四条第二項、第二十三条から第二十六条の三まで、第二十六条の五第三項、第三十七条、第三十九条第四項、第四十条第二項、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで及び第五十八条（同条第三項中労働基準法第十四条第二項及び第三項に係る部分並びに同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法第八十九条から第九十六条までに係る部分（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。）を除く。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第四条第二項、第七条、第八条、第十四条、第十五条及び第十九条、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成十二年法律第五十一号）第六条並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定は、適用しない。

2 企業職員（政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職にある者を除く。）については、地方公務員法第三十六条の規定は、適用しない。

3 企業職員に対する地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項及び第十七条の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第六条の規定の適用を受ける国家公務員と同様の勤務の形態）によって勤務する職員以外の職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態」とあるのは「五分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この項において「週間勤務時間」という。）に五分の一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。）を行つて得た時間）をいう。二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間（週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間）をいう。三を乗じて得た時間から八分の一勤務時間（週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間）をいう。四を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように地方公営企業の管理者が定める勤務の形態」と、同法第十七条中「第十三条から前条まで」とあるのは「第十三条及び前条」とする。

4 企業職員に対する地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条第三項の規定の適用については、同項中「承認（第二号にあつては、承認その他の処分）」とあるのは「承認その他の処分」と、同項第一号中「承認」とあるのは「承認に相当する承認その他の処分」と、同項第二号中「条例の規定による承認その他の処分」とあるのは「管理規程による承認その他の処分（当該管理規程を制定していない場合にあつては、同法第六十一条第七項の規定により読み替えて準用する同条第五項の規定による承認）」と、同項第三号中「承認」とあるのは「承認に相当する承認その他の処分」とする。

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）（抄）

（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算）

第十七条 第六条の二から第九条まで又は第十条の二から第十四条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校（共同調理場を含む。）に置く校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

2 第七条又は第十一条に定めるところにより算定した教頭及び教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校に置く非常勤の講師（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及びその配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。）の数に換算することができる。

（教職員定数に含まない数）

第十八条 第六条第一項及び第十条第一項の規定による小中学校等教職員定数及び特別支援学校教職員定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。

一 休職者

二 教育公務員特例法第二十六条第一項の規定により同項に規定する大学院修学休業をしている者

三 地方公務員法第二十六条の五第一項の規定により同項に規定する自己啓発等休業をしている者

四 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）第三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により臨時的に任用される者

五 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用される者

（報告及び指導又は助言）

第十九条 文部科学大臣は、公立の義務教育諸学校における学級規模と教職員の配置の適正化を図るため必要があると認めるときは、都道府県に対し、学級編制の基準又は公立の義務教育諸学校に置かれている教職員の総数について、報告を求め、及びあらかじめ総務大臣に通知して、指導又は助言をすることができる。

○ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）（抄）

（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算）

第二十三条 第八条から第十二条まで又は第十六条から第二十一条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は特別支援学校の高等部に置く校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

2 第九条又は第十七条に定めるところにより算定した教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は特別支援学校の高等部に置く非常勤の講師（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及びその配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。）の数に換算することができる。

（教職員定数に含まない数）

第二十四条 第七条及び第十五条に規定する高等学校等教職員定数及び特別支援学校高等部教職員定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。

一 休職者

二 教育公務員特例法第二十六条第一項の規定により同項に規定する大学院修学休業をしている者

三 地方公務員法第二十六条の五第一項の規定により同項に規定する自己啓発等休業をしている者

四 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第三条第一項の規定により臨時的に任用される者

五 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用される者

○地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）（抄）

（育児休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

第六条 任命権者は、第二条第二項又は第三条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について職員の配置換えその他の方法によって当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うものとする。この場合において、第二号に掲げる任用は、当該請求に係る期間について一年を超えて行うことができない。

一 当該請求に係る期間を任用の期間（以下この条及び第十八条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

二 当該請求に係る期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が第二条第二項又は第三条第一項の規定による請求に係る期間に満たない場合にあっては、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

5 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、その任期中、他の職に任用することができる。

6 第一項の規定に基づき臨時的任用を行う場合には、地方公務員法第二十二条第二項から第五項までの規定は、適用しない。

○地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号) (抄)

(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十三条 次に掲げる法律の規定は、特定地方独立行政法人の職員(以下この条において単に「職員」という。)には適用しない。

- 一 地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第八条(第七項を除く。)、第十四条第二項、第二十四条から第二十六条の三まで、第二十六条の五第三項、第三十七条、第三十八条第二項、第三十九条第三項及び第四項、第四十条第二項、第四十六条から第四十九条まで、第五十条から第五十六条まで、第五十八条(同条第三項中労働基準法(昭和二十二年法律第百号)第八十九条から第九十六条までに係る部分並びに同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十九条から第九十六条までに係る部分(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。))を除く。))並びに第五十八条の二の規定
- 二 行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の規定
- 三 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第四条第二項、第七条、第八条、第十四条、第十五条及び第十九条の規定

2 職員(政令で定める基準に従い特定地方独立行政法人の理事長が定める職にある者を除く。))については、地方公務員法第三十六条の規定は、適用しない。

3 職員に関する地方公務員法の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条第一項	地方公共団体の長、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、人事委員会及び公平委員会並びに警視総監、道府県警察本部長、市町村の消防長(特別区が連合して維持する消防の消防長を含む。) その他法令又は条例に基づく任命権者	特定地方独立行政法人の理事長
第六条第二項	<p>それぞれ職員</p> <p>前項の任命権者は、同項</p> <p>その補助機関たる上級の地方公務員</p>	<p>職員</p> <p>特定地方独立行政法人の理事長は、前項</p> <p>副理事長若しくは理事又は上級の職</p>
	<p>条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める</p>	<p>設立団体(地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。))の条例及び特定地方独立行政法人の</p>

第十四条第一項	地方公共団体	特定地方独立行政法人
第十六条各号列記以外の部分	条例	設立団体の条例
第十六条第三号	地方公共団体	特定地方独立行政法人又は設立団体
第十七条第四項	人事委員会を置かない地方公共団体	特定地方独立行政法人
第十七条第五項	人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者とする。以下第十八条、第十九条及び第二十二条第一項において同じ。）	特定地方独立行政法人の理事長
第十八条第一項	人事委員会	特定地方独立行政法人の理事長
	他の地方公共団体の機関	地方公共団体の機関若しくは他の特定地方独立行政法人
	これらの機関	人
第十八条第二項	人事委員会	特定地方独立行政法人の理事長
	又は他の地方公共団体	、地方公共団体又は他の特定地方独立行政法人
第十九条及び第二十二条第一項	人事委員会	特定地方独立行政法人の理事長
第二十二条第五項	人事委員会を置かない地方公共団体	特定地方独立行政法人
第二十六条の五第一項、第五項及び第六項並びに第二十七条第二項	条例	設立団体の条例
第二十八条第一項第四号	職制	組織
第二十八条第三項及び第四項並びに第二十八条の二第一項及び第二項	条例	設立団体の条例
第二十八条の二第三項	地方公共団体における	特定地方独立行政法人における
	条例で	特定地方独立行政法人の規程で
	他の地方公共団体	地方公共団体
第二十八条の三第一項	かかわらず、条例で定めるところにより	かかわらず

第二十八条の三第二項	ときは、条例で定めるところにより	ときは
第二十八条の四第一項	地方公共団体 条例	特定地方独立行政法人 設立団体の条例
第二十八条の四第二項及び第三項	条例	設立団体の条例
第二十八条の五第一項	地方公共団体	特定地方独立行政法人
第二十九条第一項第一号	条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める	設立団体の条例若しくは特定地方独立行政法人の
第二十九条第二項	当該地方公共団体	当該特定地方独立行政法人
	他の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人	他の特定地方独立行政法人若しくは地方公共団体
	条例	設立団体の条例
第二十九条第四項及び第二十九条の二第二項	条例	設立団体の条例
第三十一条	条例	特定地方独立行政法人の規程
第三十二条	条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める	設立団体の条例及び特定地方独立行政法人の
第三十五条	条例 地方公共団体	設立団体の条例 特定地方独立行政法人
第三十六条第二項各号列記以外の部分	地方公共団体の区域	特定地方独立行政法人の設立団体の区域
第三十六条第二項第五号	条例	設立団体の条例
第三十八条第一項	人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）	特定地方独立行政法人の規程
第四十二条	地方公共団体	特定地方独立行政法人

4 職員に関する外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号）第二条及び第七條の規定の適用については、同法第二条第一項中「、条例」とあるのは「、設立団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第

六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)の条例」と、「(条例」とあるのは「(設立団体の条例」と、同項第四号中「条例で定めるもの」とあるのは「設立団体の条例で定めるもの」と、同法第七条中「条例」とあるのは「地方独立行政法人法第五十一条第二項に規定する退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準」とする。

5 職員に関する地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項、第十条第一項及び第二項、第十七条並びに第十八条第三項の規定の適用については、同法第二条第一項中「条例で定める職員」とあるのは「設立団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号)第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)の条例で定める職員」と、「条例で定める日」とあるのは「設立団体の条例で定める日」と、「条例で定める期間」とあるのは「設立団体の条例」と、「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同法第三条第二項及び第五条第二項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同法第十条第一項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第六条の規定の適用を受ける国家公務員と同様の勤務の形態によって勤務する職員以外の職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態)」とあるのは「五分の一勤務時間(当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間(以下この項において「週間勤務時間」という。)に五分の一を乗じて得た時間に端数処理(五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。)を行つて得た時間をいう。)に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間(週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間をいう。)を加えた時間から八分の一勤務時間(週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間まで)の範囲内の時間となるように地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の理事長が定める勤務の形態」と、同条第二項及び同法第十七条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同条中「第十三条から前条まで」とあるのは「第十三条及び前条」と、同法第十八条第三項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」とする。

6 職員に関する地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第三条から第七条までの規定の適用については、同法第三条第一項中「条例」とあるのは「設立団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号)第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)の条例」と、同条第二項、同法第四条並びに第五条第一項及び第二項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同条第三項中「承認(第二号にあつては、承認その他の処分)」とあるのは「承認その他の処分」と、「条例で」とあるのは「設立団体の条例で」と、同項第一号中「承認」とあるのは「承認に相当する承認その他の処分」と、同項第二号中「条例の規定」とあるのは「規程」と、同項第三号中「承認」とあるのは「承認に相当する承認その他の処分」と、同法第六条第二項並びに第七条第一項及び第二項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」とする。